

## 質問票

### 諸外国の医療提供体制について

1. 新型コロナウイルス感染症（以下、コロナという）の新規陽性者が数十万人規模になった際には、誰（主体：国、自治体等）が、どのように調整し、診療や入院につなげていたのか、また、現在はどのような取り扱いになっていますか。

重症化リスクの高い者の診療及び重症患者等の入院については、英国保健省管轄の公的医療サービスである「National Health Service（通称NHS）」が調整を行っており、現在も同様の取り扱いである。

自宅隔離中に症状が重症化した場合や重症化リスクの高い者については、NHSのコールセンター「111」（緊急時は「999」）を通じて、医療機関の受診・入院等についてアドバイスの提供・受入病院の案内等の調整を行っている<sup>1</sup>。なお、「111」及び「999」は、新型コロナ専用ダイヤルではなく、一般的な病状に関する相談を受け付けている番号であり、NHSは、救急患者の迅速な搬送及び治療に向けて、各地域における「111」及び「999」のコールセンターと各病院、救急隊に対し、毎週進捗確認を行い、密接に連携することを要請している。

また、2020年3月、NHSは、複数の民間医療機関（Independent Healthcare Provider）との間で、入院患者の受入れや医療従事者・医療機器等の提供に関する契約を締結した。以降、2020年8月及び2021年1月に契約内容の更新が行われ、2021年3月には、感染者数の減少を受けて、一度契約を終了している。その後、オミクロン株による陽性者の急増を受けて、2022年1月には、NHSの病院における医療体制が維持できない場合に備え、国務長官の指示のもと、複数の民間医療機関（Independent Healthcare Provider）との間で、再度緊急時の入院患者の受入れや医療従事者・医療機器等の提供に関する3カ月間限定の契約を締結した<sup>2</sup>。

#### 【補足】NHSについて

NHSは英国の公的医療制度であり、1948年以降、一般税から資金が拠出されている。同制度の加入者は、自己負担なく医師の治療を受けることが可能。（6か月以上合法的に英国に滞在する場合、原則的に外国人でもNHSに加入可能。）なお、16歳以上の就労者は、「National Insurance Contribution」と呼ばれる保険料の支払いを求められ、英国に6ヶ月以上滞在する一時滞在者は、査証取得・延長時にNHS利用料の支払いを行っている。

2. コロナ陽性者の治療や入院に係る費用負担は、どのようになっていますか。  
（公費、保険、自己負担割合など）

---

<sup>1</sup><https://www.nhs.uk/conditions/coronavirus-covid-19/self-care-and-treatments-for-coronavirus/how-to-treat-symptoms-at-home/>

<sup>2</sup><https://www.ihpn.org.uk/news/nhs-strikes-new-covid-surge-deal-with-independent-sector/>

国（全額公費）

※コロナに係る治療や入院についても、他病症と同じく、NHSによるサービスの一環として対応しているため、地方負担及び自己負担はなし。

### 3. コロナ病床の確保について

#### 3-1 病床確保に関する国や自治体の権限

日本の場合、あくまでも協力要請となり、強制的に病床や医療従事者を確保することができない。イギリスではどのようになっていますか。

NHS（国）によって、全国のNHSの病院における病床の確保が行われている。また、民間医療機関（Independent Healthcare Provider）との間で、緊急時の入院患者の受入れや医療従事者、医療機器等の提供に関する契約を締結し、NHS以外の民間病院における病床・医療従事者の確保が行われた。

また、NHSは、2021年初めに英国のホスピス及び終末期ケアのための全国的なチャリティー団体「ホスピスUK」との間で、緊急時における退院患者の移送先として、ホスピス施設における余剰ベッドを確保するための契約を締結した。オミクロン株の感染が拡大した同年12月には、NHSから各病院、介護施設、自治体に対し、回復者や比較的症状が軽症な患者を迅速に退院させ、最大限の空き病床数を確保するよう、退院患者をホスピスやケアホーム等へ移動させるための調整を加速するよう要請した。（この調整における自治体の権限は明確に示されていない。また、本要請について強制力はない。）

#### 3-2 感染拡大時における国公立病院の役割

陽性者の積極的な受入や医師の派遣など、特別な役割などがありますか。

重症患者等については、NHSが運営する病院のほか、NHSと契約を締結した民間医療機関等において受入を行っている。同契約に基づき、NHSの医療従事者が不足した場合は、民間医療機関から医療従事者の派遣等を行うこととしていた。

#### 3-3 陽性者が急増した場合に、どのように病床を確保しましたか

確保病床の公立／民営の比率（もし分かれば）や根拠、スピード、最大確保時の病床数など）

NHSの病院にて病床を確保したほか、民間医療機関との契約に基づき追加確保が行われた（公立／民営の比率は不明）。さらに、新たな病床確保のため、英国保健省は2020年3月に臨時病棟の設立を発表し、2020年4月に、順次国内における複数のイベント会場等を活用した大規模臨時病棟が設置された。イングランドにおいては、「NHS ナイチンゲール・ホスピタル」として、7か所（バーミンガム、ブリストル、エクセター、ハロゲート、ロンドン、マンチェスター、サンダーランド）に設置され、最大規模となったロンドンの病棟では、最大4,000病床の収容を可能とした。（一方で、多くの臨時病棟では、医療従事者が不足したことで活用される機会はあまりなく、ワクチン接種会場として引き続き活用された一部の施設を除き、そのほとんどは2021年4

月に閉鎖された。)

また、オミクロン株感染拡大時の2021年12月末には、既存の病床数が不足する場合に備えて、イングランドにおいて最大4,000病床を追加確保するため、8か所の病院に、各100病床収容可能な臨時病棟を新たに併設したとともに、他の病院に対しても、付属施設における病床スペースの確保を要請した<sup>3</sup>。(2021年12月以降に追加された臨時病棟については、感染者数が減少に転じた2月以降、順次閉鎖されており、一度も使用されていない病棟もあった。)

さらに、NHSの病院から、比較的病状が軽症である入院患者の転出先として、NHS及び民間のホスピスの協力を得るため、同施設に最大1億4,800万ポンドを助成することとした<sup>4</sup>。(これにより確保した病床数は不明。)

なお、NHSが運営するイングランドの病院における四半期ごとの平均病床数・稼働率のデータによると、2020年4月から2021年12月まで(2022年1月以降の数値は未発表)における病床数が最大となったのは、2021年10～12月平均の100,052病床(稼働率88.9%)であった<sup>5</sup>。※この病床数は、夜間宿泊可能な一般・救急用病床(妊産婦、精神疾患患者、学習障がい者用の病床を除く)の数値であり、コロナ患者専用の病床数を計上したものではない。

### 3-4 医療人材(医師、看護師等)については、どのように確保しましたから

NHSが運営する病院の医療従事者が不足した場合は、NHSと契約を締結した民間医療機関等から医療従事者の派遣等を行うこととしていた。そのほか、医学生<sup>6</sup>や定年を迎え退職した医療従事者<sup>7</sup>を採用し、人材の確保を行った。

## 4. コロナ陽性者の隔離、入院に関する法的な位置づけ

法律的に、どのような位置づけがされていますか(いましたか)

(感染規模がもっとも大きかったときと現在の状況が違う場合には、両方の時点の情報を希望します)

例: 日本の場合では、感染症法上の二類相当に位置づけられ、陽性者は隔離が原則になっています。(2022.5.10現在も)

・2020年3月26日以降

---

<sup>3</sup><https://www.theguardian.com/society/2021/dec/30/covid-hospitals-england-asked-look-4000-emergency-beds>

<sup>4</sup><https://www.england.nhs.uk/coronavirus/documents/funding-arrangements-for-bed-and-community-care-capacity-in-the-hospice-sector/>

<sup>5</sup><https://www.england.nhs.uk/statistics/statistical-work-areas/bed-availability-and-occupancy/bed-data-overnight/>

<sup>6</sup><https://www.bma.org.uk/advice-and-support/covid-19/returning-to-the-nhs-or-starting-a-new-role/covid-19-medical-students-who-are-requested-to-work-in-the-nhs>

<sup>7</sup><https://www.bma.org.uk/advice-and-support/covid-19/returning-to-the-nhs-or-starting-a-new-role/covid-19-registering-as-an-nhs-reservist>

「Coronavirus Act 2020」<sup>8</sup>に基づき、陽性者又は濃厚接触者の隔離が義務付けられた。(罰則なし)

・2020年9月28日以降

「The Health Protection Regulations 2020」<sup>9</sup>に基づき、イングランドにおいて、陽性者又は濃厚接触者の隔離は罰則（違反時に罰金最大1万ポンド）を伴う法的義務となった。

・2022年2月24日以降

コロナ関連規制の全面解除に伴い、以降、陽性者又は濃厚接触者になった場合は、個人の判断に基づいて自主隔離を行うことが呼びかけられている<sup>10</sup>。(法的義務・罰則なし)

<参考>

・2021年12月13日発出「オミクロン変異株及びその他の冬季期間におけるのNHSの準備態勢について（NHSから関係団体への要請文）」

<https://www.england.nhs.uk/coronavirus/documents/preparing-the-nhs-for-the-potential-impact-of-the-omicron-variant-and-other-winter-pressures/>

---

<sup>8</sup><https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/7/contents/enacted?msclkid=fdee4442d10411ecb02ece01b2c8d963>

<sup>9</sup><https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/129/contents/made>

<sup>10</sup><https://www.gov.uk/government/news/prime-minister-sets-out-plan-for-living-with-covid>